



市 章

彦 根 市 公 報

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日
第 1 9 2 3 号
月 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 告示	
164 美しいひこね創造条例の運用状況の公表に係る告示の訂正	1
165 認可地縁団体の告示事項の変更.....	1
○ 公告	
公示送達について公告.....	2
所有不動産の登記移転等に係る公告	2
○ 教育委員会告示	
18 彦根市教育委員会会議の招集.....	3
○ 選挙管理委員会告示	
12 彦根市選挙管理委員会の招集.....	3
○ 農業委員会告示	
7 彦根市農業委員会定期総会の招集	3

告 示

彦根市告示第 164 号

令和 6 年 7 月 16 日付けで告示した美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)第 29 条の規定に基づく令和 5 年度の運用状況に係る告示(彦根市告示第 153 号)中 1 創造活動の登録者の状況の表を下記のとおり訂正する。

令和 6 年 8 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 創造活動の登録者の状況

(1) 令和 4 年度末登録者数	4,227 人
(2) 令和 5 年度新規登録者数	399 人
(3) 令和 5 年度登録抹消者数	823 人
(4) 令和 5 年度末登録者数	3,803 人

彦根市告示第 165 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
太堂町自治会	久木 晃治 (略)	柴田 勝彦 (略)

公 告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 4 項により例による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市上下水道部上下水道業務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 8 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	水道料金・下水道使用料 納入通知書(令和 5 年 7 月分) 水道料金・下水道使用料 納入通知書(令和 5 年 9 月分) 水道料金・下水道使用料 督促状(令和 5 年 11 月分) 水道料金・下水道使用料 納入通知書(令和 5 年 12 月分) 給水契約解除通知書

所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 46 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請があったので、これを相当と認め、同条第 2 項の規定により下記のとおり公告する。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第 1 項に規定する不動産の所有権の移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができる。

令和 6 年 8 月 14 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域および主たる事務所

(1) 名称 日夏町泉自治会

(2) 区域 彦根市日夏町 1493 番地 1 から 1616 番地 8 まで、1620 番地、1632 番地 1 から 1632 番地 3 まで、1634 番地、1664 番地 1 から 1685 番地 4 まで、1878 番地 1 から 1880 番地 まで、1895 番地、1896 番地、1914 番地 2 から 1930 番地 1 まで、1939 番地 1 から 2123 番地 までおよび 2539 番地 1 の区域。ただし、1540 番地 1 から 1582 番地 まで、1667 番地、1666 番地 1、1666 番地 6 および 2001 番地 1 から 2002 番地 20 までの区域を除く。

(3) 主たる事務所 (略)

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	地積(㎡)	所在地
田	290 ㎡	(略)

(2) 表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所
別紙のとおり

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人または申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 6 年 8 月 14 日から同年 11 月 14 日まで

5 異議を申し出る方法

地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、上記 3 に掲げる者であることならびに申出書に記載された氏名および住所を確認できる書類を添えて彦根市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

彦根市元町 4 番 2 号

彦根市企画振興部まちづくり推進課

電話 0749-30-6117

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 18 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 9 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 日 時 令和 6 年 8 月 22 日(木)午後 1 時 30 分から

2 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室

3 議 題

(1) 令和 6 年度 9 月補正(第 5 号補正)予算について

(2) 令和 7 年度使用教科書(中学校用)の採択につき議決を求めることについて

(3) 令和 7 年度使用教科書(小・中学校特別支援学級用)の採択につき議決を求めることについて

(4) 彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について

(5) 令和 6 年度彦根市コミュニティ・スクール(学校運営協議会)推進事業に係る学校運営協議会委員の任命について

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 12 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 5 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

記

1 日時 令和 6 年 8 月 6 日(火) 午前 9 時 30 分

2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1

3 議題

(1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について

(2) その他

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第 7 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

1 日時 令和 6 年 8 月 9 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2

3 議題

(1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(4) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
